

## 三重県内におけるLPガス事故事例と対策について（注意喚起）

令和4年4月、三重県内の工場（工業用消費：貯蔵量300kg）で漏えいしたLPガスに着火する火災（人身事故：重症1名）が発生しました。

### 事故の概要

被害者は、加熱炉（燃料：LPガス）のLPガス容器弁を開放し、その後、加熱炉から約2mの位置で金属の鋳型を温めるため、ライターで別の小型トーチに点火したところ、火災が発生し、両手及び顔面に火傷（重症）を負った。近くに置かれていた段ボールにも延焼した。

### 事故の原因

被害者は、LPガスの供給元弁が締まりきっていないことを認識せず、LPガス容器弁を開放したことで、LPガスが加熱炉バーナーから少量ずつ漏えいし滞留し、ライターの火を火源として引火したものの。

【1】前回の作業後の供給元弁の閉止確認が不十分であった。

【2】消費施設にガス検知警報設備が未設置であり、漏えいに気づくのが遅れた。

（液石則第58条第10号）

### 教訓

LPガスの工業用消費施設については、高圧ガス保安法液化石油ガス保安規則第58条により基準が定められており、主な基準は以下のとおりです。

また、工業用LPガスの販売店は工業用消費者に対して定期的に周知を行う義務等が定められています。

LPガス工業用消費者及び、工業用LPガスの販売店は、定められた基準を再度ご確認ください、事故防止に努めて下さい。

### 液化石油ガス保安規則第58条（その他消費に係る技術上の基準）の主な内容

- ・消費施設へのガス検知警報設備の設置
- ・貯蔵設備等の周囲5m以内での火気使用の禁止、引火性・発火性の物を置かない
- ・消費施設への消火設備（消火器等）の設置 など

### 液化石油ガス保安規則第39条（周知の義務）

・販売契約を締結したとき及び周知実施日から1年後の液化石油ガス引き渡し時に、販売業者は、災害の発生の防止に関し必要な事項等（同規則第40条第2項）を消費者等（「特定高圧ガス消費者」等を除く）に周知しなければなりません。

お問い合わせ先：三重県防災対策部消防・保安課（[TEL:059-224-2183](tel:059-224-2183)）

最寄りの地域防災総合事務所・地域活性化局の窓口